

# 建設産業 支援パッケージ改訂版



宮 城 県



# はじめに

これまで建設産業は、住宅の建設や社会資本整備などの担い手としてだけでなく、多くの人に就業の機会を提供するなど、地域経済・社会に欠くことのできない大きな役割を担ってきました。その重要な役割は今後も変わることはないと考えています。

また、本県では、近い将来大きな地震が発生する確率が非常に高いといわれています。災害への備えはもちろんですが、実際に被害が発生してしまった場合には、地域と結びつきの強い建設業の機動的な対応による早期の復旧活動が求められることとなります。「いざ」というときの対応面においても、地域の建設産業への期待はますます大きくなっていくと思います。

このように、さまざまな面で地域とのつながりが強く期待されている建設産業ですが、公共、民間とも建設投資が急速に減少してきており、経営的に非常に厳しい状況におかれています。また、建設業者数も高止まりしており、いわゆる「供給過剰構造」により激しい価格競争が繰り広げられているのが現状です。

このような厳しい状況を打破するため、建設業者の中には、施工の品質向上やコストダウンの徹底、抜本的な業務プロセスの見直しなど、経営の効率化に取り組んだり、自社の経営資源の強みを生かした新分野進出や企業間連携、産学連携などといった経営革新に取り組んだりしているところも現れ始めています。

今般、県では、このような経営力や技術力の向上に前向きに取り組む建設業者の皆さんを積極的に支援するため、「建設産業支援パッケージ」を作成しました。

本冊子が、地域で建設業を営む皆さんの経営改善の一助になれば幸いです。

平成21年5月

宮城県土木部事業管理課

# も く じ

1	ご利用ください！建設業総合相談窓口（ワンストップサービス）・・・	1
2	数字で見る建設業の経営環境	5
3	各種支援メニュー	7
3-（1）	本業強化のための支援メニュー	7
3-（2）	新分野進出のための支援メニュー ～農林業・福祉・環境分野等への進出を支援～	16
	<参考>	
	・農業を始めるにあたって	17
	・農業への参入を希望する民間企業等の相談体制	18
	・地域や関連組織との調和	19
	・農業の許認可関係等	19
	・農業経営改善計画の認定制度（認定農業者制度）	21
	・介護保険制度の概要	22
	・障害福祉サービス事業の概要	23
3-（3）	企業間連携のための支援メニュー	45
	<参考>	
	・企業間連携の手法	46
	・合併の手順	47
	・合併以外の連携方法	54
3-（4）	技術力向上、人材育成・確保のための支援メニュー	60
4	県の入札参加登録上の取り扱いについて	63

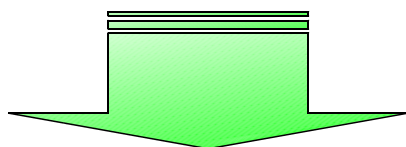
1 ご利用ください！建設業総合相談窓口  
(ワンストップサービス)



# 建設業を営む皆さん 経営上の困りごとはありませんか？



- ◇本業を強化したい・・・
- ◇新分野に進出したい・・・
- ◇他社と連携したい・・・
- ◇技術力を強化したい・・・



**ご利用ください！**

## 建設業総合相談窓口 (ワンストップサービス)

宮城県土木部事業管理課では、  
建設業を営む皆さんのための  
相談窓口を開設しています。  
経営課題の解決に向けたお手伝いに  
全庁挙げて取り組みます。

## STEP1

### まずは、相談の内容をお知らせください

◇専用の相談申込書を下記までお送りください。

宮城県土木部事業管理課 建設業振興・指導班

メール：d-kensetu@pref.miyagi.jp

FAX：022-211-3292

電話：022-211-3116

H P：http://www.pref.miyagi.jp/jigyokanri/

※相談申込書はホームページからダウンロードできます。

## STEP2

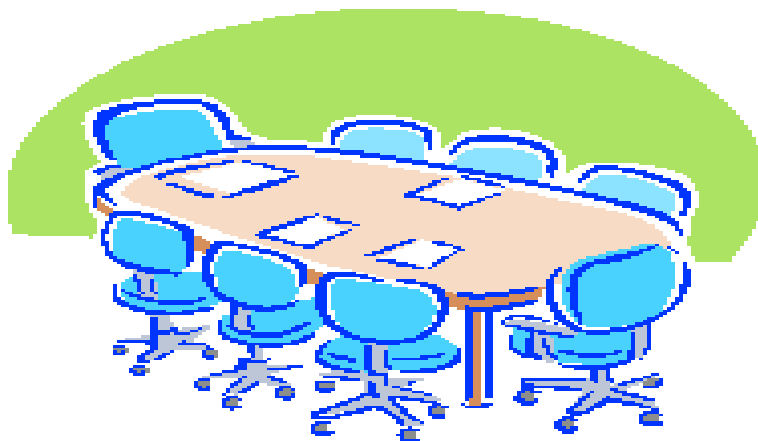
### 建設業総合相談会を開催します

お客様と事業管理課の日程を調整し、課題の整理や今後の取り組みなどについて、県庁で打ち合わせをします。

## STEP3

### 建設業連携相談会を開催します

お客様と関係機関の日程を調整し、お客様の相談内容に応じた専門機関や関係機関を交え、課題解決に取り組みます。



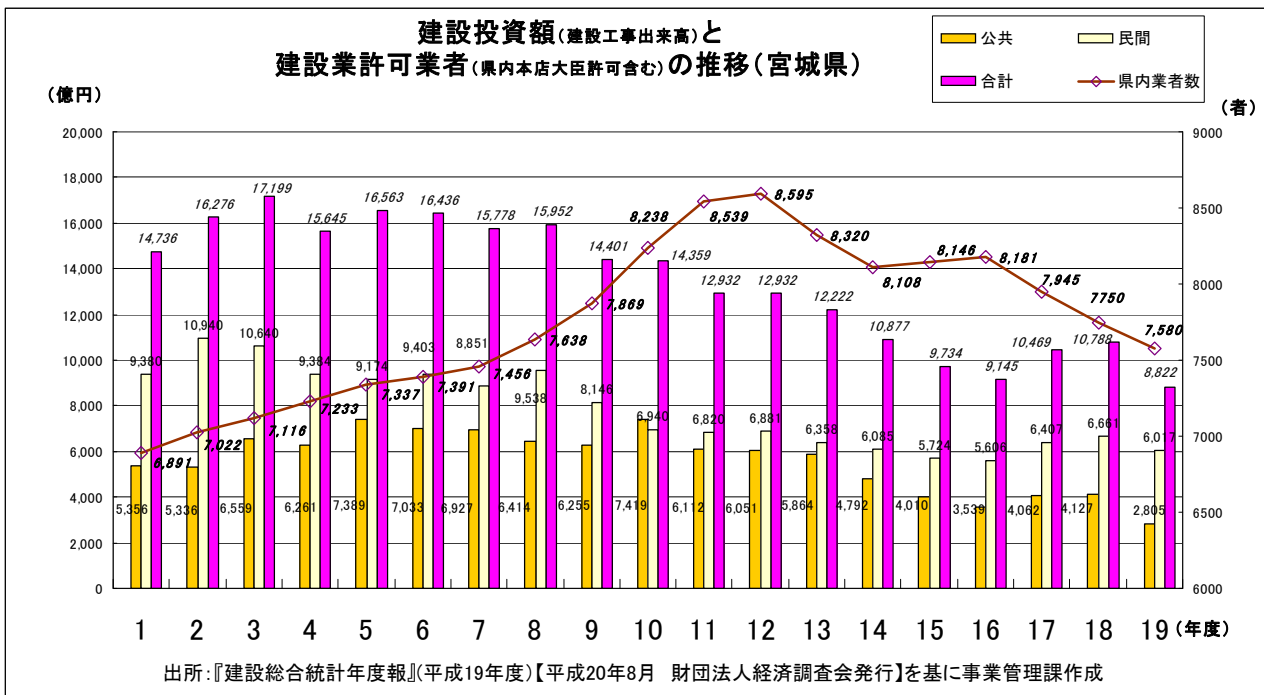




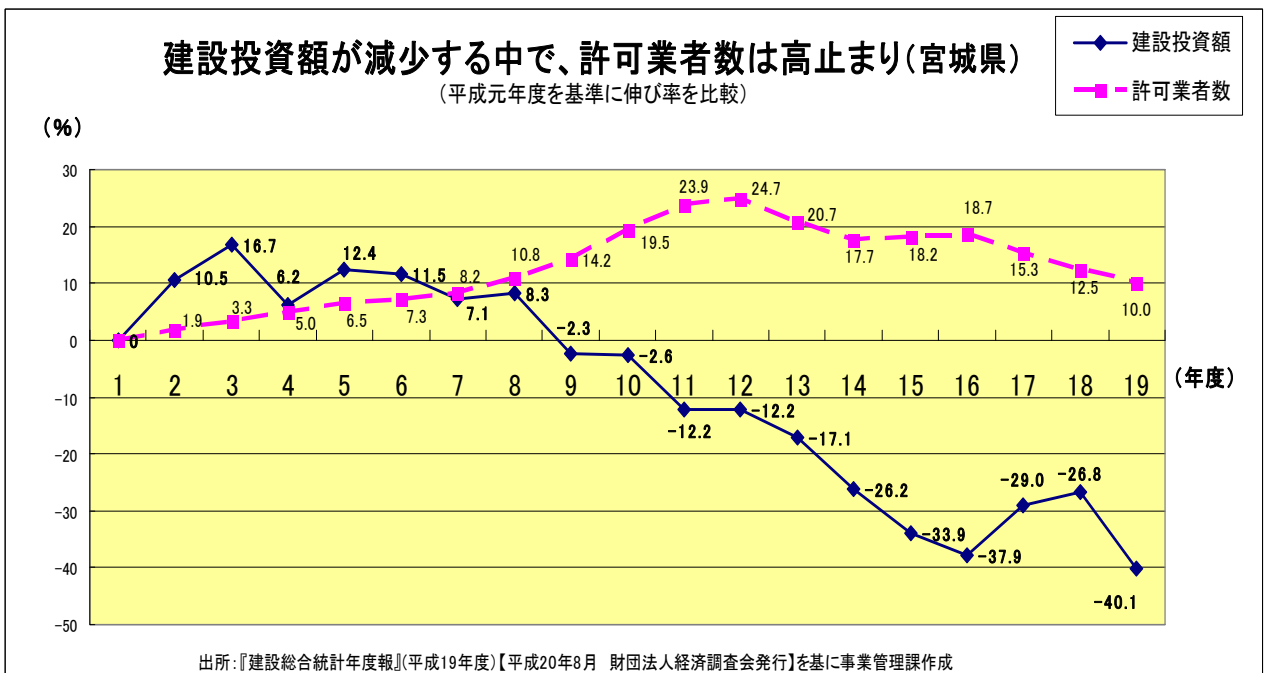
## 2 数字で見る建設業の経営環境

県内の建設投資額は減少傾向にあります（グラフ1）。しかし、建設業者数は依然として多く、バランスを欠いている状況にあります（グラフ2）。平成元年度を基準とした建設投資額と許可業者数の推移を見ると、建設投資額が減少する中で許可業者数が増加しており、新たな厳しい競争の時代に入っていることがわかります。

（グラフ1）



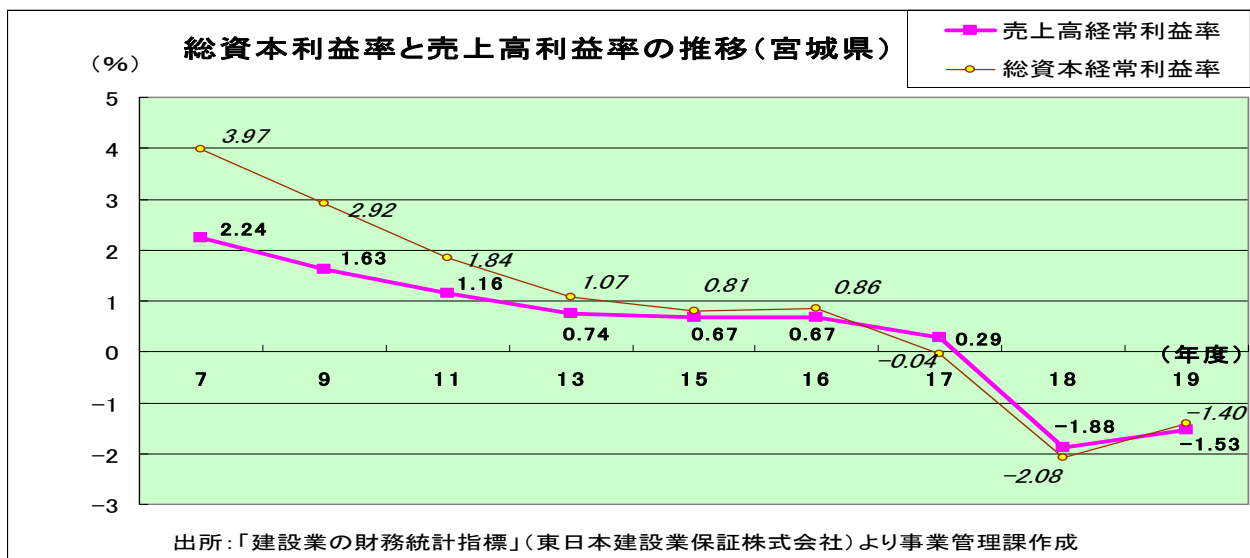
（グラフ2）



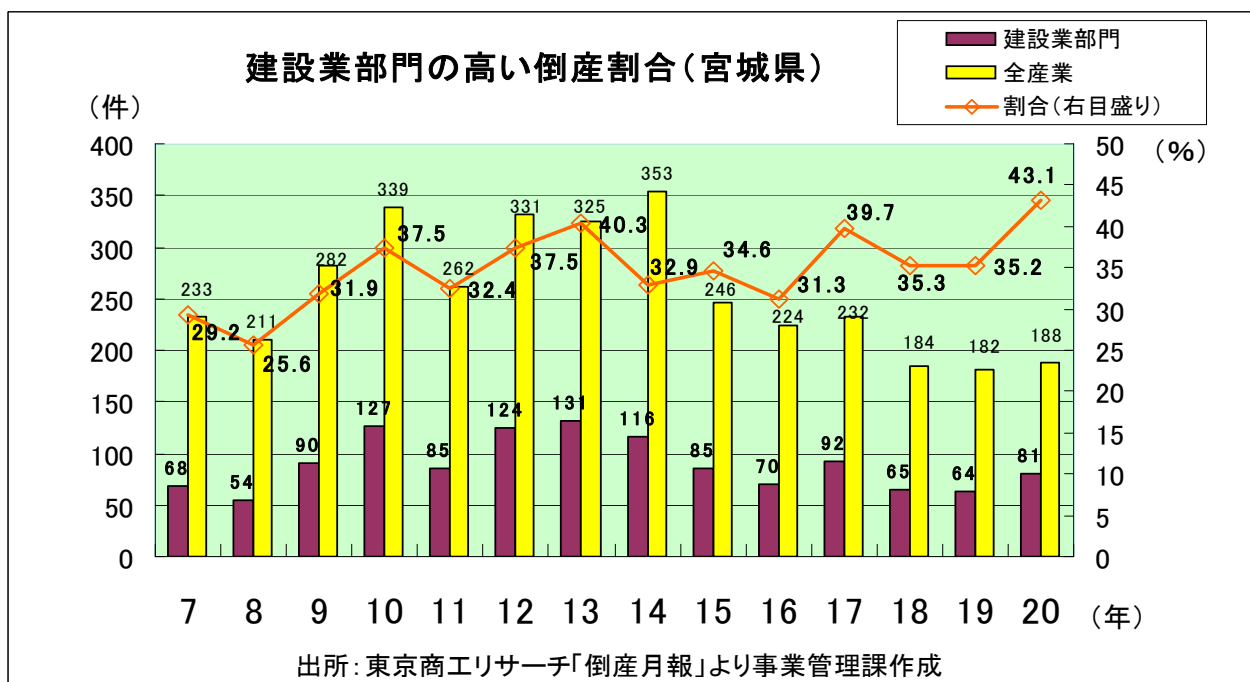
建設業の利益率は、年々大きく減少し厳しい経営環境にあります（グラフ3）。

また、建設業の全業種に占める倒産割合は3割強～4割を占めるなど、厳しい経営状況にあります（グラフ4）。

（グラフ3）



（グラフ4）



このように、建設投資額、建設業許可業者数、経常利益率などの推移を見ても、建設業を取り巻く環境は非常に厳しいことが分かります。

地域で建設業を営む皆さんには、建設業をとりまく現状をしっかりと把握し、また、自社の強みや弱みを分析するなど、経営課題を明確にした上で、その課題解決に向けた効果的な取り組みを進めていく必要があります。

### 3 各種支援メニュー

#### 3-1 本業強化のための支援メニュー

メニュー	内 容	ページ
相 談	中小企業経営基盤強化支援事業	8
	実践経営塾	8
	宮城県中小企業再生支援協議会	9
	各種相談事業（経営・法律・技術）	9
専門家派遣	専門家派遣事業	10
	ワンストップサービスセンター事業	10
融資・投資	経営環境変化対応資金	11
	設備導入資金（設備貸与・設備資金貸付）	12
	投資（少人数私募債制度・ベンチャー投資）	13
	中小企業経営革新支援事業	14
補助金・助成金	建設教育訓練助成金	14
	技術開発支援制度	15
その他	みやぎビジネスマーケット	15

※本冊子に掲載する各種支援制度は、変更される場合があります。  
最新の情報をご確認ください。

## 中小企業経営基盤強化支援事業

—— 中小企業者に対し、経営課題・問題点の整理、各種支援策などの情報提供やアドバイスをを行います。

**対象者** 会社を営んでいる方、商店や工場などの個人

### 内容

- ・ 中小企業診断士の資格を持つ職員がご相談をお受けします
- ・ 財務分析を行うことで経営上の問題点や改善策をアドバイスします
- ・ 金融、経営、技術などの支援策について情報提供します

**費用** 無料

### お問い合わせ先

県経済商工観光部商工経営支援課商工経営指導班

電話 022-211-2742

## 実践経営塾

—— 現在取り組んでいる、またはこれから取り組む事業計画を、全国区で活躍する各分野の専門家（ビジネスプロデューサー）が支援します。

**対象者** 希望する団体、企業、個人

### 内容

- ・ ビジネスプロデューサーとのディスカッションを通じて事業計画の可能性や問題点を探り、少ないリスクと短い時間で「儲かる仕組み」作りを徹底的に考えます
- ・ 起業家育成講座もあります

**費用** 無料(起業家育成講座は有料)

### お問い合わせ先

財団法人みやぎ産業振興機構（宮城県中小企業支援センター）事業支援課

電話 022-225-6636

県経済商工観光部新産業振興課中小企業支援班

電話 022-211-2723

## 宮城県中小企業再生支援協議会

—— 企業再生に意欲のある中小企業の方々のご相談に応じ、再生支援チームが企業再生をバックアップします。

**対象者** 企業再生に意欲のある中小企業

### 内容

<再生相談>

- ・ 4人の専門家がいつでも企業からのご相談に対応します
- ・ 税務申告書3期分、資金繰り表、借入金表、会社概要の資料をご用意ください

<再生支援>

- ・ 弁護士や公認会計士、税理士、中小企業診断士などの専門家で再生支援チームを編成し、業務改善計画の策定やその後の実施について指導します

**費用** 無料

### その他

現状把握および検討結果により再生困難と判断した場合には、早期退出の促進や相談機関を紹介します

### お問い合わせ先

宮城県中小企業再生支援協議会

電話 022-722-3858

## 各種相談事業

### 経営相談

新たな事業展開を目指す方々等に対し、豊富な経験と確かな情報、全国的なネットワークを持つプロジェクトマネージャーや各分野の専門家が経営全般にわたる相談に応じます。

### 法律相談

下請取引のトラブル等の企業経営等に係る法律相談に迅速かつ的確に対応するため、アドバイスを随時行っています。

### 技術相談

中小企業やベンチャー企業の技術について、豊富な経験に基づき指導を行うプロジェクトマネージャーや高度技術開発・企業化に関して総合的なガイダンスを行うテクノコーディネーター等が技術的な相談に応じます。

### お問い合わせ先

財団法人みやぎ産業振興機構

電話 022-225-6636

## 専門家派遣事業

—— 新分野進出、新製品開発、情報化促進、経営革新などを図ろうとする県内の中小企業等に、専門的な知識や経験を有する専門家を派遣し、課題解決のための診断・助言を行います。

### 対象者

県内に事業所を有し経営の向上を目指す中小企業の方、および県内で創業をお考えの方

### 費用

専門家派遣 1 回当たりの負担金として専門家の謝金30,000円の3分の1（10,000円）および旅費（当機構規定に基づき算出）の3分の1を一括前納

### 派遣について

登録されている専門家の中から指名できます。1 回当たりの派遣時間は原則 3 時間です。また、1 社当たりの総派遣回数は原則 5 回以内です。

### お問い合わせ先

財団法人みやぎ産業振興機構

電話 022-225-6636

## ワンストップサービスセンター事業

—— 地域の中小・中堅建設業者の経営基盤強化等を図るため、建設業経営支援アドバイザー（中小企業診断士や公認会計士、税理士等の有資格者）を派遣します。

**対象者** 建設業者の方

### 相談テーマ

経営改善、財務分析、資金調達、新分野進出、営業力強化、人材・後継者育成、企業間連携など

**費用** 2回まで無料

**派遣について** 1回3時間程度

### お問い合わせ先

財団法人建設業振興基金

電話 03-5473-4572

国土交通省東北地方整備局計画・建設産業課

電話 022-225-2171

社団法人宮城県建設業協会

電話 022-262-2211

## 経営環境変化対応資金

—— 経営基盤の強化を図るために必要な長期運転資金を融資します。

**対象者** 次のいずれかに当てはまる方

- ・最近の決算期の売上高が前期比5%以上減少
- ・最近3か月間の売上高が前年同期比で減少かつ今後も売上げ減少見込
- ・最近の決算期の純利益額または売上高経常利益率が前期よりも悪化
- ・最近の取引条件が回収条件の長期化または支払い条件の短縮化により悪化 等

**融資限度額** 7.2億円

**融資利率** 基準利率 ※ 5年経過ごと金利見直し制度を選択できます

**償還期間**

設備資金：15年以内（うち据置3年以内）

運転資金：8年以内（うち据置3年以内）

**保証人** 要件あり（一部、特例・免除要件あり）

**お問い合わせ先**

日本政策金融公庫仙台支店

電話 022-223-8141

## 設備導入資金

### 設備貸与制度

経営基盤の強化に必要な機械設備等を、みやぎ産業振興機構が代わりに購入し、長期分割（割賦販売またはリース）でお支払いいただきます。

※対象：常用従業員数20人以下の企業等(特認50人以下)。但し、商業・サービス業は5人以下。

### 設備資金貸付制度

経営基盤の強化に必要な機械設備等の導入を図るとき、当該設備資金（建物を除く）を自力で調達することが困難な小規模企業者の方に対して、導入資金の2分の1以内を無利子で融資します。

	設備貸与制度		設備資金貸付制度
	割賦	リース	
利率	(損料)年2.0%~3.0%	(月額リース料率)1.370% ~3.017%	無利子
限度額	100万円以上6,000万円 以下	100万円以上6,000万円 以下	設備導入額の2分の1以内 50万円以上4,000万円以下
支払期間	7年以内	3年~7年	7年以内
保証金	機械価額の10%	ありません	ありません (但し、担保・保証人 が必要)
支払方法	年賦・半年賦・月賦	毎月口座振替	支払い1年据置、半年賦・ 月賦

### お問い合わせ先

財団法人みやぎ産業振興機構

電話 022-225-6636 (代)



## 投資

### 少人数私募債制度

県内に工場または事業所を有し、経営状態が堅実で発展が期待される企業を対象とし、私募債の引き受けにより設備投資または運転資金の長期資金調達を支援します。

	少人数私募債
引受の種類	普通社債(少人数私募債)
引受価格	発行価格
償還価格	発行価格以上
引受限度	募集する社債発行総額の80%以内で一企業当たり20,000千円
引受期間	6年以内
利息の支払	引受総額に対し、年3%

### ベンチャー投資

新規性、革新性に富んだアイデアや優れた技術等を有し、先導的、先進的な取り組みを行い、地域経済の活性化に貢献が見込まれる中小企業への資金調達を支援します。

	東北グロース投資事業
投資対象地域	新潟県を含む東北7県に事業拠点を有する企業
投資対象	技術的イノベーションないしはビジネスモデルのイノベーションにより急成長が期待できるベンチャー企業および第二創業を行う既存企業を対象

### お問い合わせ先

財団法人みやぎ産業振興機構

電話 022-225-6636 (代)

## 中小企業経営革新支援事業

—— 中小企業等が経営革新計画を定め、知事の承認を受けることで、計画の実現に必要な政府系金融機関による低金利融資、設備投資減税などさまざまな支援策を活用できます。

**対象者** 中小企業、個人、組合等

### 経営革新計画とは

事業者にとって新たな取り組みで、以下の内容を含むものです

- ・ 新商品の開発または生産
- ・ 新役務の開発または提供
- ・ 商品の新たな生産または販売方法の導入
- ・ 役務の新たな提供の方法

**募集期間** 随時受付

### お問い合わせ先

県経済商工観光部新産業振興課中小企業支援班

電話 022-211-2723

## 建設教育訓練助成金

—— 雇用する建設労働者に必要な教育訓練を実施または受講させた場合に助成します。

### 対象者

中小建設事業主

### 助成内容

- ・ 中小建設事業主等が、職業能力開発促進法による認定訓練を行う場合、その経費の一部を助成します
- ・ 中小建設事業主が、雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成します

### その他

対象の事業主、労働者および教育訓練の要件があります

### お問い合わせ先

独立行政法人雇用・能力開発機構宮城センター

電話 022-362-2417

## 技術開発支援制度

—— 大学、民間等の建設事業に関する技術開発への支援を行います。

**対象者** 大学、民間企業、個人、産学官の共同開発

### 対象技術開発分野

以下に関するもので、建設事業の発展に資するものを対象

- ・ 安全・安心な社会の創出（防災、交通計画、犯罪防止）
- ・ 生活福祉の向上（高齢化社会、ユニバーサル社会、住環境）
- ・ 活力・競争力の向上（モビリティ、エネルギー、国際競争力）
- ・ 環境保全（リサイクル、水環境、街並み、環境資源）
- ・ 技術の高度化（公益性の高い新技術等）

※基礎的研究のみは原則対象外

### 支援金額

審査で選定された場合、年間300万円を限度に支援

### お問い合わせ先

社団法人東北建設協会

電話 022-268-4454

## みやぎビジネスマーケット

### 内容

新たなサービス、製品、技術を基にした事業展開を行うベンチャー企業や新分野進出企業の方々に、多様なビジネスパートナー（ベンチャーキャピタル、投資組合、金融機関、商社、メーカー、企業、個人等）との出会いの場を提供し、販路拡大や資金調達など新たなビジネスチャンスの獲得をサポートするための公設市場（マーケット）です。随時受付を募集しており、参加は無料です。



### お問い合わせ先

財団法人みやぎ産業振興機構事業支援課

電話 022-225-6636

### 3 - (2) 新分野進出のための支援メニュー

メニュー	内 容	再掲	ページ	
相 談	中小企業経営基盤強化支援事業	○	8	
	実践経営塾	○	8	
	各種相談事業（経営・法律・技術）	○	9	
	起業家育成講座	—	24	
	アグリビジネス新展開支援事業	—	25	
専門家 派 遣	専門家派遣事業	○	10	
	ワンストップサービスセンター事業	○	10	
	アグリビジネス新展開支援事業	○	25	
	資源循環コーディネーター派遣事業	—	26	
融 資 ・ 投 資	一般	設備導入資金（設備貸与・設備資金貸付）	○	12
		投資（少人数私募債制度・ベンチャー投資）	○	13
		中小企業経営革新支援事業	○	14
		中小企業産業振興資金（新分野進出資金）	—	27
		新事業育成資金	—	27
	農 林 業	新規就農者支援事業	—	28
		就農支援資金（就農施設等資金）	—	29
		農業改良資金	—	29
		農業近代化資金	—	30
		日本政策金融公庫資金（通称：スーパーL資金）	—	30
		林業・木材産業改善資金	—	31
	福祉	福祉貸付事業	—	32
	補 助 金 ・ 助 成 金	一般	中小企業基盤人材確保助成金	—
地域イノベーション創出型研究開発支援事業			—	33
農 林 業 等		園芸特産重点強化整備事業（市町村振興総合補助金）	—	34
		ふるさと食品活性化ネットワーク支援事業（市町村振興総合補助金）	—	34
		みやぎの水田農業改革支援事業（市町村振興総合補助金）	—	35
		強い農業づくり交付金	—	35
		地域バイオマス利活用整備交付金	—	36
		食材王国みやぎ商品開発等支援事業	—	36
		山の幸振興総合対策事業（市町村総合補助金）	—	37
福 祉		軽費老人ホーム（ケアハウス）整備事業	—	37
		特別養護老人ホーム整備事業	—	38
		地域・介護福祉空間整備等施設整備交付金	—	38
		高齢者向け優良賃貸住宅制度	—	39
		障害者福祉施設整備費補助事業	—	39
環 境		みやぎエコファクトリー立地促進奨励金	—	40
		企業連携型リサイクルシステム構築支援事業	—	40
		産業廃棄物発生抑制等支援事業	—	41
		3R新技術研究開発支援事業費補助金	—	42
そ の 他		みやぎビジネスマーケット	○	15
	アグリビジネス新展開支援事業	○	25	
	特定法人貸付事業（農地の貸し付け）	—	43	
	林業就業支援講習	—	43	
	グリーン製品普及拡大事業	—	44	

## 農業を始めるにあたって

—— 異業種から農業に参入する場合には、次のポイントに注意が必要です。

### 作物の決定は専門家に相談しましょう

作物を決定する時に、ビジネスチャンスが見込まれるか否かだけで判断しますと、作物がその地域に不向きだったり、関係機関の技術支援を受けることが困難だったという事例がありますので、専門家に相談しながら多方面から検討しましょう。

### 技術の習得と人材確保に努めましょう

安定した農業経営を行う上では、経営の基礎となる技術が重要な要素となってきますので、農業に関する知識・技術に精通した人材を確保するようにしましょう。また、自分自身も実際に目で見て、聞いて、体験して多くのことを吸収するようにしましょう。

### さまざまな困難も工夫と努力で乗り越えましょう

農業は、生き物と自然を相手にした営みですので、投資をすればすぐ結果が得られるわけではありませんし、なかなか自分の思いどおりにいかない場面も多々あります。しかしながら、成功した経営者に共通していることは、「このような厳しさを十分に認識して、自らの工夫と努力で乗り越えてきた」ことですので、これまで培ってきたノウハウも生かしながら、解決に向け、がんばりましょう。

### 補助金や農業制度資金は綿密な計画の上で有効に活用しましょう

補助金や農業制度資金に依存しすぎるのは危険性をはらんでいます。綿密な農業経営計画を策定した上で有効に活用するようにしましょう。

### 円滑な運営には、地域とのコミュニケーションを図りましょう

農業は地域の農業者や住民と深く関わりながら実施する産業です。地域の農業経営者等と十分調整した上で農業に参入することが、新規参入後の農業経営にとって極めて重要です。特に、市町村、農協や生産者組織等とコミュニケーションを図りながら、関係を密にするようにしましょう。

### 「企業のための農業参入ガイドブック」を参照ください

県では、農業への参入を希望する民間企業等からの相談に円滑に対応するため、参入相談窓口を県庁農業振興課および各地方振興事務所に設置しております。また、農業参入ガイドブックは県ホームページでも公開していますのでご覧ください。

### お問い合わせ先

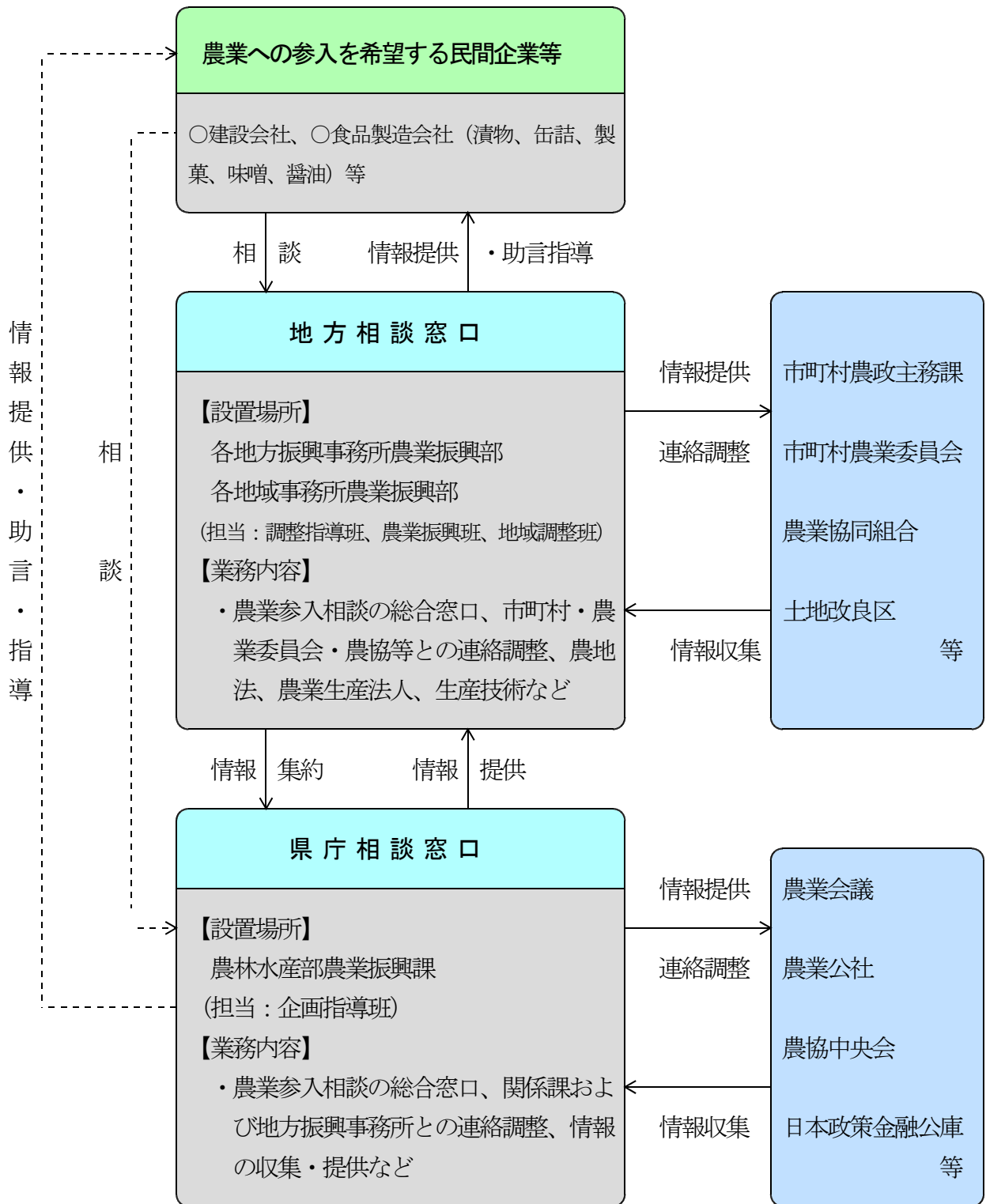
県農林水産部農業振興課企画指導班

電話 022-211-2833

<http://www.pref.miyagi.jp/nosin/>



# 農業への参入を希望する民間企業等の相談体制



## 地域や関連組織との調和

——— 地域や関連組織との調和が円滑な農業運営の重要なポイント。そこで、農業参入にあたって関連する主な組織について、大まかに説明します。

### 既存農業者

何より農業の大先輩との気持ちを持つことが大切。長年培ってきた技術・知識は貴重なものです。

生産する作物が既存農業者と競合した際には、作物により双方に生産性の低下や収益性の悪化を招く場合と、地域として大きな産地となるという面で協力関係を築ける場合があります。

### 市町村・農業委員会

農業者にとって最も身近な機関です。農地取得や支援制度、地域との調整などの窓口でもあり、参入に当たっては、まず市町村とコミュニケーションを図ることが重要です。

### 農業協同組合（農協）、全国農業協同組合連合会（全農）

農協等は、農業者の委託を受けて農産物の出荷や販売を行うほか、販売も含めた営農指導や技術的なアドバイス等も行っています。さらに、金融機関としての役割も持っています。農協と意思疎通を図り、有効に活用することが安定経営には大切です。

### 農業共済組合

農産物に対する気象災害や病害虫による被害に備え、また、経営安定を図るため、農作物や農業施設の農業共済制度に加入することが必要です。

### お問い合わせ先

県農林水産部農業振興課企画指導班

電話 022-211-2833

## 農業の許認可関係等

——— 農業生産を行う場合または農作物の加工業を行う場合などに届出や許認可等が必要となる場合があります。主なものは次のとおりです。

### 農業法人

農業法人とは、法人形態によって農業を営む法人の総称です。企業が農業に参入する場合には、「現在の会社のままで農業を行う場合」と「新たな法人を設立して農業を行う場合」に分けることができます。法人設立により、農業関係の補助金や各種制度を活用することが可能となる場合があります。詳しくは、「企業のための農業参入ガイドブック」（県農業振興課）をご覧ください。

### 農業生産法人

農地法では、耕作者主義に基づき、農業を行うものに限り、農地の利用（耕作）ができることとしています。このため、農業に参入する企業で農地の利用が必要な場合は、農地法による農業生産法人としての要件を満たすことが必要です。詳しくは、「企業のための農業参入ガイドブック」（県農業振興課）をご覧ください。



## 農地の取得

農地の売買・賃貸には、市町村農業委員会または知事の許可が必要です。耕作目的以外の農地の売買は認められません。また、許可を受けずに行った売買は、その効力が生じません。主な許可の要件は、次のとおりです。

- ①小作地を小作農以外の人を買う場合には、小作農等の同意が必要
- ②取得農地を含めて一定面積以上の農地を経営していること
- ③取得予定農地を含めて所有する全ての農地を耕作すること
- ④住所地から取得する農地までの距離が効率的に利用することが可能であること

## 農地転用について

自らが耕作する農地の保全・利用増進のために通路や水路を整備したり、自らの農業経営のため2 a 未満の農地に農業用施設を整備する場合を除き、農地に施設や事務所などを建設し、農地として利用しなくなるのであれば、事前に農地法に基づく許可が必要です。許可には2～3か月を要します。

## 農業制度資金

農業者の生産活動に必要な資金の中で、国や県が融資したり、利子補給を行ったりするものを農業制度資金といいます。借入申込みから貸付決定までには、審査などを行うため時間がかかります。また、毎月の申込み期限が決まっている資金もあります。

## 補助事業の活用

農業の参入にあたっては、機械・施設の整備、資金の活用など多くの支援メニューがあります。国、県等のそれぞれの補助事業で補助対象者の要件を定めているので、その要件に合った組織体制が必要です。

## 米の販売

20精米トン以上の出荷・販売事業を行う場合は、東北農政局食糧部または東北農政局各地域課へ届出が必要です。

## 堆肥の製造販売

堆肥とは、わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥および魚介類の臓器を除く）をたい積または攪拌し、腐熟させたものをいいます。この堆肥を流通する目的で製造販売される場合には、肥料取締法の規定に基づく届出と同法特殊肥料の表示の基準に基づき原則として表示義務が生じます。

## 有機JASの認証

有機JAS認証を取得するには、農林水産大臣から認定を受けた登録認定機関に認証を申請します。認証する農林物資の区分や認証を行う区域は登録認定機関により異なるので、注意が必要です。

## お問い合わせ先

県農林水産部農業振興課企画指導班

電話 022-211-2833



## 農業経営改善計画の認定制度（認定農業者制度）

—— 効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者自らが作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を市町村に提出し、市町村が適切と認めた場合に認定を行うものです。認定農業者は、規模拡大、金融、税制、機械・施設整備などにおいて支援が受けられます。

### 認定を受けるには

次の内容を盛り込んだ農業経営改善計画を作りましょう

- ① 農業経営の現状
- ② 農業経営の改善に関する目標
- ③ 目標達成のためにとるべき措置

### 計画の認定の基準

- ・ 市町村の「基本構想」に照らして適切なものであること
- ・ 達成見込みが確実であること
- ・ 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること

**認定の有効期間** 認定の日から5年間

### お問い合わせ先

県農林水産部農業振興課経営構造対策班

電話 022-211-2835

## 介護保険制度の概要

—— 介護保険は、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、介護を社会全体で支えていく制度です。

介護保険制度は市町村が保険者となって運営します。

40歳以上の人全員が被保険者(加入者)となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部(原則として一割)を支払って介護サービスを利用するしくみとなっています。

### 介護保険で利用できるサービス

#### <在宅サービス>

- ・ 自宅を訪問するサービス  
訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、訪問看護  
訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導
- ・ 日帰り施設に通うサービス  
通所リハビリテーション、通所介護（デイサービス）
- ・ 施設に短期入所するサービス  
短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）
- ・ 住宅の改修、福祉用具の貸与・購入  
住宅改修費→手すりの取付、段差解消、滑りの防止、引き戸などへの扉取替  
便器の取替、これらの各工事に付帯して必要な工事など
- ・ その他  
特定施設入居者生活介護  
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）  
居宅サービス計画の作成

#### <施設サービス>

- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護療養型医療施設（療養病床など）

### お問い合わせ先

県保健福祉部介護保険室介護保険指導班

電話 022-211-2556



## 障害福祉サービス事業の概要

障害者自立支援制度とは

障害者自立支援制度は、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者の自立と社会参加を図るものです。

障害福祉サービスとは

障害のある人が自らサービス内容や事業者・施設を選択し、契約により各種サービスを利用する制度です。

**利用対象者** 障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）、障害児

### サービスの種類（主なサービス）

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自宅を訪問するサービス 居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援</li></ul>	利用者の自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事の介護等を行います。 また、病院への通院時の介助など、外出時における支援などを行います。
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 日帰り施設におけるサービス 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 児童デイサービス 療養介護</li></ul>	サービス事業者が設置する日帰り施設に利用者が通うことにより、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 また、生産活動の機会や自立した生活ができるようになるための訓練、働く場等を提供します。
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設における短期入所のサービス 短期入所（ショートステイ）</li></ul>	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、サービス事業者が設置する施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 居住の場を提供するサービス 施設入所支援 共同生活介護（ケアホーム） 共同生活援助（グループホーム）</li></ul>	サービス事業者が設置する施設に入所する利用者に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 また、利用者が共同生活を行う住居で、入浴、食事の介護、日常生活の援助等を行います。

### お問い合わせ先

県保健福祉部障害福祉課企画推進班

電話 022-211-2538

## 中小企業経営基盤強化支援事業

(再掲P. 8 参照)

## 実践経営塾

(再掲P. 8 参照)

## 各種相談事業

(再掲P. 9 参照)

## 起業家育成講座

### 内容

ビジネスプロデューサーを講師陣に迎え、ゼミ形式のビジネススクールを開講します。マーケティングから資金計画、経営戦略プラン、会社設立手続き等の起業に必要な実践的なノウハウについて学べます。

### 対象者

具体的な新事業（製品・サービス）のアイデアを持つ社会人・大学生・経営者等で  
9日間（対象期間の毎週土曜日）連続して受講できる方

### 会場

21世紀プラザ研究センター2F 大会議室（駐車場 無料）  
仙台市泉区高森2丁目1番地の40

### 受講料

10,000円(予定)

### お問い合わせ先

財団法人みやぎ産業振興機構事業支援課  
電話 022-225-6636

## アグリビジネス新展開支援事業

—— 財団法人みやぎ産業振興機構のアグリビジネス支援室が、農業参入の際のビジネスプランの具体化、事業計画に対する専門家の助言指導、農産物の販売先とのマッチング、個別の経営課題に対する専門家派遣等の支援を行います。

**対象者** 農業への参入を志向している建設企業、農業を実践している建設企業、農業生産法人等

### 支援メニュー

事業名	事業内容
①アグリビジネス経営者養成講座	農業分野での起業化を図る上で必要なマーケティング等の知識習得やビジネスプラン立案などの具体的なカリキュラムを通じて、農業の企業人を養成します。 ・開催時期：年2回7月及び1月(毎週土曜日、全8回コース)
②アグリビジネスステージアップ支援 (実践経営塾・ミニ実践経営塾)	アグリビジネスマネージャーや外部専門家等とのディスカッションを通じ、アグリビジネス経営体の事業計画を「儲かる仕組み」へブラッシュアップします。
③アグリビジネス経営体現地支援	アグリビジネス経営体の現地巡回を強化し、経営体が抱えている課題や問題点の抽出と、解決に向けた支援プログラムを構築します。
④アグリビジネス・ビジネスプロデューサー現地派遣事業	ビジネスプランの検討から財務計画・財務管理、商開発や販路開拓支援等アグリ経営体の課題解決関し、機構ビジネスプロデューサーを派遣し各アドバイスを実施します。 また、必要に応じて外部専門家派遣を行います。
⑤ビジネスマッチング支援	アグリ経営体同士や県内流通業者、飲食店等とのビジネス連携を図るためのマッチング支援を実施します。 (ニーズ把握と連携先開拓による戦略的な展開)
⑨農産物販売ビジネス支援事業	県内及び首都圏等における商談先の開拓を行い、アグリビジネス経営体との商談会(個別商談含む)を開催します。また、商談成立に向けた管理・調整を実施します。

※上記支援に関しては随時相談受付を行っております

### お問い合わせ先

県農林水産部農産園芸環境課先進農業推進班

電話 022-211-2844

財団法人みやぎ産業振興機構 アグリビジネス支援室

電話 022-225-6697

## 専門家派遣事業

(再掲P. 10 参照)

## ワンストップサービスセンター事業

(再掲P. 10 参照)

## アグリビジネス新展開支援事業

(再掲P. 25 参照)

## 資源循環コーディネーター派遣事業

—— 民間企業において製造業等の工程管理や品質管理、環境管理等に携わった経験を持つ資源循環コーディネーターが次のような支援を行います。

### 内容

- ・ 廃棄物の3Rに関する企業の課題やニーズを伺い、その改善や課題解決に必要な助言や情報提供を行います
- ・ 企業、行政、研究機関等における情報や技術、ニーズ等の橋渡しを行い、廃棄物の3Rの課題に取り組む活動を支援します
- ・ 複数の企業が連携することで3Rの課題を解決できるように、その連携活動の立ち上げ支援や具体的に必要な課題解決への活動を支援します

**対象者** 県内の企業

**相談受付期間** 随時

**相談料** 無料

### お問い合わせ先

県環境生活部資源循環推進課普及促進班

電話 022-211-2657

HP <http://www.pref.miyagi.jp/sigen/>

## 設備導入資金（設備貸与・設備資金貸付）

(再掲P. 12 参照)

## 投資

**少人数私募債制度**

**ベンチャー投資**

(再掲P. 13 参照)

## 中小企業経営革新支援事業

(再掲P. 14 参照)

## 中小企業産業振興資金（新分野進出資金）

—— 新分野進出で経営の再構築や活性化を図ろうとする中小企業に事業資金を融資します。

### 対象者

県内で1年以上同一事業を営み、雇用調整なしで異なる業種に進出しようとする中小企業で、知事から融資対象との認定を受けたもの（認定の要件があります）

**融資限度額** 8,000万円（運転資金は3,000万円）

**融資利率** 2.1%

**償還期間** 運転資金7年以内、設備資金10年以内（いずれも据置2年以内）

**担保・保証人** 担保必要（融資残高2,000万円以内の場合は原則不要）、保証人は法人代表者以外不要

### お問い合わせ先

県経済商工観光部商工経営支援課商工金融第一班

電話 022-211-2744

## 新事業育成資金

—— 新たな事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金を融資します。

### 対象者

新たな事業の事業化から7年以内で、将来性が認められ、円滑な事業の成長が期待できる方（このほかにも要件があります）

**融資限度額** 6億円

**融資利率** <固定金利型> 5年目までは特別利率、6年目以降は基準利率+0.2%  
<成功払い型> 当初2年間0.3%、3年目以降は成功度合いに応じた利率

**償還期間** <固定金利型>  
運転資金7年以内（うち据置2年以内）  
設備資金15年以内（うち据置5年以内）  
<成功払い型>  
7年（うち据置2年）

**保証人・担保** 要件あり（一部、特例・免除要件あり）

### お問い合わせ先

日本政策金融公庫仙台支店

電話 022-223-8141

## 新規就農者支援事業

—— 認定就農者を対象に、無利子の研修資金の貸付や償還免除、先進地農家等における研修を行います。

**対象者** 県内に就農しようとする認定就農者

### 認定農業者とは

就農予定地の都道府県知事から就農計画の認定を受けた新規就農希望者（15歳以上55歳未満）をいいます

### 就農計画とは

将来の農業経営の構想、農業経営の目標、研修教育計画、事業計画資金調達計画に関する事項をまとめたものです

### 研修資金の貸付

- ・貸付限度額

研修教育施設で学ぶ場合 月額5万円以内

先進地等農家で学ぶ場合（1年以上の国内・海外研修） 月額15万円以内

- ・償還免除額

月額借受額の3分の1以内

要件 ①40歳未満の認定就農者であること

②研修後継続して4年間県内に就農すること

③農業法人等の雇用者は除く 等

### お問い合わせ先

県農林水産部農業振興課農業人材育成班

電話 022-211-2836

財団法人みやぎ農業担い手基金

電話 022-264-8238



## 就農支援資金（就農施設等資金）

—— 認定就農者が認定就農計画に従って農業経営をする場合に必要な資金を融資します。

- 対象者** 認定就農者（知事が就農計画を認定した者）
- 貸付限度額** 3,700万円（2,800万円を超える場合は、事業費の2分の1以内）
- 貸付利率** 無利子
- 償還期限** 12年（うち据置期間5年以内）
- 債務保証** 人的・物的保証，農業信用基金協会保証（農協転貸の場合）が利用可能。

### お問い合わせ先

県農林水産部農林水産経営支援課金融班

電話 022-211-2756

各農業改良普及センター

## 農業改良資金

—— 新たな農業部門の経営や新しい取り組みを行う農業者のための無利子の融資制度です。

**対象者** 認定農業者，認定就農者，一定の要件を満たす農業者

### 貸付の対象となる場合

- ・新たな農業部門の経営を始める場合
- ・新たな加工部門の経営を始める場合
- ・農畜産物またはその加工品の新たな生産方法を導入する場合
- ・農畜産物またはその加工品の新たな販売方法を導入する場合

### 貸付限度額・利率

個人	1,800万円	}	無利子。認定農業者以外は、事業費の8割と左記の額の低い方。
法人	5,000万円		

**償還期限** 10年以内（うち据置期間3年以内）

**債務保証** 人的・物的保証，農業信用基金協会保証（農協転貸の場合）が利用可能。

### お問い合わせ先

県農林水産部農林水産経営支援課金融班

電話 022-211-2756

各地方振興事務所および各地域事務所の農業（農林）振興部

各農業改良普及センター

## 農業近代化資金

—— 農業経営の改善に必要な農機具や農業用施設の購入費用を低金利で融資します。

**対象者** 認定農業者，認定就農者，一定の要件を満たす農業者

### 貸付限度額

- ・個人 1, 800万円
- ・法人 2億円
- ・認定農業者以外は，事業費の8割と上記の額の低い方まで融資

**貸付利率** 償還期間に応じて年1.25～1.55%（認定農業者以外は1.60%）

※金融情勢により変動します（利率は平成21年2月19日現在）。

**償還期限** 目的に応じ7～15年（うち据置期間2～7年以内）

**債務保証** 人的・物的保証，農業信用基金協会保証が利用できます。

### お問い合わせ先

県農林水産部農林水産経営支援課金融班

電話 022-211-2756

各地方振興事務所および各地域事務所の農業（農林）振興部

各農業改良普及センター

## 日本政策金融公庫資金（農業経営基盤強化資金・通称：スーパーL資金）

—— 認定農業者に対し，農業経営改善計画の達成に必要な長期資金を幅広く融資します。

**対象者** 認定農業者

### 貸付限度額

個人 1億5,000万円（複合経営の場合は3億円），法人 5億円

**貸付利率** 償還期間に応じて年1.40～1.50%

※金融情勢により変動します

**償還期限** 25年（うち据置期間10年以内）

**債務保証** 人的・物的保証，農業信用基金協会保証（農協転貸の場合）が利用可能。

※農業近代化資金および農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の無利子化について

平成19年度から平成21年度までの間，認定農業者に対する5百万円を超え，個人1億円，法人3億円までの部分に係る融資（L資金については負債整理を除く）について，無利子となります（ただし，県と市町村の利子助成を受けることが前提です）。

### お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫仙台支店 農林水産事業

電話 022-221-2332

県農林水産部農林水産経営支援課金融班

電話 022-211-2756

## 林業・木材産業改善資金

—— 新たな林業・木材産業部門の事業を始める，機材や設備を充実させる，働く環境を整えるなど，様々な事業計画をサポートする資金です。

**対象者** 林業に携わっている方。木材製造業，木材卸売業，木材市場を営んでいる方。

### 貸付限度額

- ・個人 1, 500万円
- ・会社 3, 000万円
- ・団体 5, 000万円
- ・上記に関わらず，木材産業の場合は10, 000万円

**貸付利率** 無利子

**償還期限** 10年以内（うち据置期間3年以内）

**債務保証** 人的・物的保証，農業信用基金協会保証が利用できます。

### お問い合わせ先

県農林水産部農林水産経営支援課金融班

電話 022-211-2756

各地方振興事務所および各地域事務所の林業（農林）振興部

## 福祉貸付事業

—— 社会福祉法人による特別養護老人ホームなどの社会福祉事業施設の整備および民間事業者によるシルバーサービス事業に対して、建築資金や経営資金等を融資します。

### 対象者

老人福祉施設、障害者自立支援による障害福祉サービス、児童福祉施設、シルバーサービス事業等の施設設置や事業を行おうとする社会福祉法人、民法法人、医療法人など

### 対象経費

< 設置・整備資金 >

建築資金（新築、改築、拡張、改造・修理、購入、賃借などに必要な資金）

設備備品整備資金（機械器具、備品などの整備資金）

土地取得資金

< 経営資金 >

施設および事業の経営に必要な資金

### 利率

貸付契約時の利率となります（金融情勢に応じて変わります）

### 融資限度額

基準事業費から法的・制度的補助金等を控除した金額に融資率（融資対象施設により異なります）を乗じた金額を限度としています

### お問い合わせ先

独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付部融資相談係

電話 03-3438-9298

## 中小企業基盤人材確保助成金

—— 新分野進出の基盤となる人材および労働者を新たに雇い入れた場合に助成金を支給します。

### 対象者

新分野進出等の改善計画に基づき基盤となる人材や、その人材の雇用に伴い必要となる一般労働者を新たに雇い入れた事業主

### 助成金額

基盤人材 140万円／人（1企業あたり5人まで）

一般労働者 30万円／人（1企業あたり基盤人材の雇い入れ数と同数まで）

### その他

この他にも、受給できる事業主、助成の対象となる労働者の要件があります

### お問い合わせ先

独立行政法人雇用・能力開発機構宮城センター

電話 022-362-2417

## 地域イノベーション創出型研究開発支援事業

—— 経済および産業の発展に資するイノベーションの創出を図るため、事業者等が大学等と連携して行う研究開発およびその事業化に係る事業に要する経費について補助します。

### 対象者

大学等と連携して高度電子機械産業等に関連する技術等の研究開発およびその事業化を行う事業者等

### 対象経費

技術開発費や需要開拓費のうち知事が必要かつ相当と認めるもの

### 補助率と補助限度額

2分の1以内で、500万円が限度

### お問い合わせ先

県経済商工観光部新産業振興課新産業支援班

電話 022-211-2722

## 園芸特産重点強化整備事業（市町村振興総合補助金）

—— 農林業者が組織する団体が行う園芸作物の規模拡大と流通体制整備を支援します。

**対象者** 農業法人（3戸以上）、特定農業団体、任意組合（3戸以上）、JA等  
**タイプ**

産地改革戦略型（ハード事業）

県の定める産地改革品目および地域戦略品目の生産・拡大を図るために必要な施設・機械等の整備

**補助率** 3分の1以内

※ハード事業の対象は、補助金額が50万円以上の事業に限ります

### お問い合わせ先

県農林水産部農産園芸環境課園芸振興班

電話 022-211-2843

## ふるさと食品活性化ネットワーク支援事業（市町村振興総合補助金） ＜ベンチャー企業型等施設整備事業＞

—— 農産加工施設の建設や機械などの購入の費用を補助します。

**対象者** 農産加工組織

※建設企業の場合は、任意組合（農業者が過半数を占める）または農業生産法人の設立が必要です

**補助率** 3分の1以内

### その他

- ・事業規模がおおむね300万～3,000万円のものに限ります
- ・製造する農産加工品の販売額が、5年後におおむね補助対象事業金額を上回ることが見込まれ、その計画が適正であることが必要です

### お問い合わせ先

県農林水産部農産園芸環境課先進農業推進班

電話 022-211-2844

## みやぎの水田農業改革支援事業（市町村振興総合補助金）

—— 水田における転作や、水田の持つ多面的な機能を活かした取り組みを支援します。

**対象者** 営農集団（3戸以上）、特認団体（農業生産法人含む）、J A、市町村、地域水田農業協議会

### タイプ

水田簡易整備タイプ  
共同利用機械・施設整備（転作作物）タイプ  
共同利用機械整備（稲態様転作）タイプ  
産地づくり支援タイプ

**補助率** 2分の1～10分の4以内（タイプにより異なる）  
※対象は補助金額が50万円以上の事業に限ります

### その他

市町村段階で地域水田農業ビジョンを策定しており、ビジョンの担い手であるなどの要件があります

### お問い合わせ先

県農林水産部農産園芸環境課水田農業班  
電話 022-211-2842

## 強い農業づくり交付金

—— 産地競争力強化や経営力強化等のために必要な共同利用施設（共同育苗施設・乾燥調製施設等）および共同利用機械（収穫機・播種機等）の建設・購入費用を補助します。

**対象者** 農業者等の組織する団体（農家3人以上が構成員に含まれる）等

**補助率** 2分の1～3分の1以内  
※事業タイプにより対象者、補助率が異なります

**その他** 事業タイプにより採択要件が異なります  
（主な採択要件：「成果目標の基準を満たしていること」「費用対効果分析により投資効率が1.0以上になっていること」など）

### お問い合わせ先

県農林水産部農産園芸環境課先進農業推進班  
電話 022-211-2844  
県農林水産部農業振興課経営構造対策班  
電話 022-211-2835  
県農林水産部畜産課企画管理班  
電話 022-211-2851

## 地域バイオマス利活用整備交付金

—— バイオマスの利活用に必要な施設の整備について補助します。

**対象者** 市町村、公社、PFI事業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者等

**補助率** 2分の1以内（ただし、民間事業者は原則3分の1以内）

### 採択要件

- ・バイオマスタウン構想またはバイオマス利活用の中期的方針が策定されているか、策定されることが確実と見込まれること
- ・地域で発生し利用可能なバイオマスのうち、1種類以上のバイオマスについて、バイオマスタウン構想の公表基準である利活用割合（廃棄物系バイオマス90%以上または未利用バイオマス40%以上）に相当するバイオマス量の利活用が図られること

※バイオマスタウンとは、市町村が中心となって、地域のバイオマス利活用の全体プランを作成し、提出された構想は、関係府省で共有され、バイオマスタウンの基準に合致している場合は、バイオマスタウンとして公表されます。公表されると、交付金を優先的に受けられるなど、バイオマスタウン構想の実現に向けた積極的な支援が受けられます。

### お問い合わせ先

県農林水産部農産園芸環境課環境対策班

電話 022-211-2845

## 食材王国みやぎ商品開発等支援事業

—— 県産品等の地域食材を活用した商品の開発や、その商品の販路開拓にかかる経費を補助します。専門家から助言を受ける場合の経費も補助対象となっています。

**対象者** 中小企業者、組合および地域グループ等

**補助率・額** 2分の1（補助金額150万円を限度）

### お問い合わせ先

県農林水産部食産業振興課食ビジネス支援班

電話 022-211-2812



## 山の幸振興総合対策事業(市町村総合補助金)

——きのこ、山菜などの特産林産物、「山の恵み」を生かした地場特産品の商品化と施設の整備などを支援します。

**対象者** 市町村が適当と認める団体

**補助率・額** 3分の1以内

**タイプ** 基盤整備(栽培地造成、作業道開設)  
生産・加工流通施設整備(建物、機械)  
新規商品開発(資材費を除く)  
技術の習得(研修会など)

### お問い合わせ先

県農林水産部林業振興課林業基盤整備班

電話 022-211-2913

## 軽費老人ホーム(ケアハウス)整備事業

——社会福祉法人等が行う軽費老人ホーム(ケアハウス)の整備にかかる費用を補助します。

**対象者** 社会福祉法人等

**補助額** 315万円×定員(人)※平成20年度単価、21年度以降は未定

**募集期間** 随時受け付けます

※ただし、地元市町村と調整の上、整備を行う年度の前の年度からヒアリング等を行います

### お問い合わせ先

県保健福祉部長寿社会政策課在宅・施設支援班

電話 022-211-2549

## 特別養護老人ホーム整備事業

—— 社会福祉法人が行う個室ユニット型特別養護老人ホームの整備にかかる費用を補助します。

**対象者** 社会福祉法人

**補助額** 315万円×長期入所の定員（人） ※平成20年度単価  
115万円×短期入所の定員（人） 21年度以降は未定

**募集期間** 随時受け付けます

※ただし、地元市町村と調整の上、整備を行う年度の前の年度からヒアリング等を行います

### お問い合わせ先

県保健福祉部長寿社会政策課在宅・施設支援班

電話 022-211-2549

## 地域・介護福祉空間整備等施設整備交付金

—— 小規模（29人以下）の特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなど地域密着型サービスの拠点整備にかかる費用を補助します。

**対象者** 社会福祉法人、民間事業者等

**補助額** 100万円～4,000万円

※施設種別によって異なります

※地元市町村と調整の上、ご活用ください

### お問い合わせ先

各市町村高齢者福祉担当課

## 高齢者向け優良賃貸住宅制度

—— 高齢者に配慮した良質な賃貸住宅の整備費用や高齢者向けに家賃を減額するための費用の一部を補助します。

**対象者** 民間の土地所有者等

### 補助対象額

- ・整備費用補助  
共同住宅の共用部分、加齢対応構造等の工事費の3分の2
- ・家賃対策補助(仙台市に限る)  
家賃の減額相当額

**その他** 整備する戸数・規模・構造・設備や入居者が緊急時に対応したサービスを受けられることなどの要件があります

※仙台市では独自の制度を定めています

### お問い合わせ先

県土木部住宅課企画調査班（仙台市以外の方）

電話 022-211-3256

仙台市都市整備局住宅宅地部住環境整備課住宅政策係（仙台市内の方）

電話 022-214-1269

各市町村住宅担当課

## 障害者福祉施設整備費補助事業

—— 社会福祉法人等が新たに設置する障害者サービス事業所や障害者支援施設の創設又は改修に要する経費の一部を補助します。

**対象者** 社会福祉法人等

**補助額** 補助額や補助要件については、対象となるサービスの種類によって異なります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

県保健福祉部障害福祉課施設支援班

電話 022-211-2544

## みやぎエコファクトリー立地促進奨励金

—— みやぎエコファクトリー（県内の指定された団地）に事業所の新設などを行なう企業に対し奨励金を交付します。

### 対象事業・対象者

みやぎエコファクトリー地内（平成20年3月現在で6団地が指定）に主に産業廃棄物を対象とする環境・リサイクル事業所を新設・増設・移設する企業

### 交付要件

みやぎエコファクトリー立地促進奨励金交付要綱に定めるみやぎエコファクトリー立地促進奨励金交付対象事業所の指定を受ける必要あり

### 交付率

投下固定資産額の10%以内

### 交付限度額

- ・廃棄物処理法における許可を必要とする事業所等：7,000万円
- ・上記以外の事業所：5,000万円

**募集時期** 募集期間を設定して募集を行いますので、お問い合わせください。

### お問い合わせ先

県環境生活部資源循環推進課普及促進班

電話 022-211-2657

HP <http://www.pref.miyagi.jp/sigen/>

## 企業連携型リサイクルシステム構築支援事業

—— 現状では再資源化されていない産業廃棄物等について、複数の企業が連携し、効率的かつ継続的なリサイクルシステムの構築を目指す場合、事業費の一部を補助します。

### 対象者

2事業者以上で構成される団体のうち、その構成員である事業者の過半数が県内に事業所を有するもの（法人格不問）

### 対象経費

- ・事業費（調査費・指導受入費・機器使用料・等）
- ・事務費（会議費・資料費・調査旅費等）

### 補助率・補助限度額

2分の1以内で100万円を限度

**募集時期** 募集期間を設定して募集を行いますので、お問い合わせください。

### お問い合わせ先

県環境生活部資源循環推進課普及促進班

電話 022-211-2657

HP <http://www.pref.miyagi.jp/sigen/>

## 産業廃棄物発生抑制等支援事業

—— 県内の産業廃棄物等（一般廃棄物のみを除く）の発生抑制、再使用または再生利用を行う事業者が、県内に当該事業のための設備を整備する際に、その経費の一部を補助します。

### 対象者

産業廃棄物等を発生抑制、再使用または再生利用するために、設備機器を整備する事業者

### 対象事業

- ・ 排出事業者が産業廃棄物等を発生抑制するために設備機器を整備する事業
- ・ 処理業者または排出事業者が産業廃棄物等を再使用または再生利用するために設備機器を整備し、処理業者にあつては発生抑制等量を、排出業者にあつては発生抑制等率を増加させる事業

### 対象経費

構築物費、機械装置費、工具器具費、外注委託費、技術指導費、試験費、その他知事が必要と認める経費

### 補助率・補助限度額

2分の1以内で、発生抑制・再使用の場合は2,500万円を限度、再生利用の場合は2,000万円を限度

### 募集時期

募集期間を設定して募集を行いますので、お問い合わせください。

### お問い合わせ先

県環境生活部資源循環推進課普及促進班

電話 022-211-2657

H P <http://www.pref.miyagi.jp/sigen/>

## 3R新技術研究開発支援事業費補助金

—— 3R新技術の確立と事業化を目指して研究開発に取り組む事業者はその経費の一部を補助します。

### 対象者

県内に事業所を有する事業者（当該事業者が半数以上を占める団体含む）

### 対象事業・補助率・補助限度額

対 象 事 業	大学等と連携して行う産業廃棄物（県指定）の3R新技術の研究開発	産業廃棄物の3R新技術の研究開発
補 助 率	3分の2以内	2分の1以内
補助限度額・補助期間	700万円以内／年度で3年以内	750万円以内／年度で2年以内、または500万円以内／年度で3年以内

### 募集時期

募集期間を設定して募集を行いますので、お問い合わせください。

### お問い合わせ先

県環境生活部資源循環推進課普及促進班

電話 022-211-2657

HP <http://www.pref.miyagi.jp/sigen/>

## みやぎビジネスマーケット

(再掲P. 15 参照)

## アグリビジネス新展開支援事業

(再掲P. 25 参照)

## 特定法人貸付事業

—— 一般の株式会社やNPO法人など、農業生産法人以外の法人でもリース方式により農地を借りることができます。

**参入できる区域** 耕作放棄地や耕作放棄されるおそれのある農地が相当程度存在するところで、市町村が定めた地域

**農地の借り入れ** 農業経営の内容、地域農業における役割分担などを内容とする協定を市町村(および農地保有合理化法人)と結ぶことにより、市町村または農地保有合理化法人から、リース方式により農地を借りることができる

### お問い合わせ先

農林水産省東北農政局生産経営流通部構造改善課

電話 022-263-1111 (内線4115)

## 林業就業支援講習

—— 林業に関する基礎的知識やチェーンソー、刈払機の特別教育等について18日間の講習を実施し、林業への円滑な就業を支援します。

**対象者** 林業への就業を希望する者

**研修場所** 大衡村

**研修費用** 無料

**受付期間** 1回目：2月～3月、2回目：8月～9月ころ

**その他** 林業就業支援講習修了者は、「緑の雇用選考会」(※林業事業者との合同面接会)へ参加申し込みができます。

### お問い合わせ先

財団法人みやぎ林業活性化基金 (宮城県林業労働力確保支援センター)

電話 022-217-4307

## グリーン製品普及拡大事業

—— 宮城県の環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、宮城県のホームページやパンフレット等で紹介したり、県の事業において積極的に利用します。

### 申請者

環境物品等の製造業者等で、県内に事業所を有するもの（他にも要件あり）

### 認定対象製品

（下記以外に認定基準あり）

- ・ 県内で製造され、または加工された環境物品等（県内における製造または加工の工程が完成前の最後の工程であるものに限る）
- ・ 県内で発生した循環資源を利用して県外（国内に限る）で製造され、または加工された環境物品等

**認定申請の受付** 年2回（4月～6月および10月～12月）

**認定有効期間** 3年（再申請することができます）

**その他** 認定には詳細な要件があります

### お問い合わせ先

県環境生活部資源循環推進課企画指導班

電話 022-211-2656

HP <http://www.pref.miyagi.jp/sigen/Nintei/newpage1.htm>



### 3 - (3) 企業間連携のための支援メニュー

メニュー	内 容	再掲	ページ
相談	中小企業経営基盤強化支援事業	○	8
	実践経営塾	○	8
	各種相談事業（経営・法律・技術）	○	9
専門家	専門家派遣事業	○	10
派遣	ワンストップサービスセンター事業	○	10
その他	みやぎビジネスマーケット	○	15

## I 企業間連携の手法

企業間の連携を進めるための手法としては、一般的に表1のような手段がある。

このうち、合併とは、2つ以上の会社が契約により合体して1つの会社になることをいい、形態としては新設合併と吸収合併がある。前者は合併当事者が、ほぼ対等の立場で1つの会社を新設するのに対し、後者は当事者の1社（存続会社）が他社（消滅会社）を吸収する形で合併するものである。建設業者が新設合併を行う場合には、両社が廃業後に全く新しい会社として建設業の許可を受けることが必要である。

また、企業を存続させたままで、連携を行うものとしては、技術・生産・販売の提携や建設業界で幅広く活用されている経常JV（ジョイントベンチャー）、協同組合といった共同事業も連携のパターンとして考えられる。

以下では、合併による企業再編について、その目的、手順等を説明する。

表1 企業間連携の種類と方法

合併	新設合併	当事者両社が解散し、新規会社を設立	
	吸収合併	存続会社が消滅会社を吸収する形	
買収	株式取得 (資本参加)	株式譲受	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大株主からの株式譲受</li> <li>・市場での株式買い集め（被買収会社が上場企業の場合）</li> <li>・株式の公開買い付け</li> </ul>
		新株引受	企業が新規に発行する株式（増資分）の取得
	事業譲渡	事業の一部又は全部を譲渡	
提携	技術・生産 販売提携	企業間の機能の補完（強い分野と弱い分野の補完）	
	共同事業	経常JV（ジョイントベンチャー） 組合（事業協同組合、協業組合）	
持株会社	事業を行う両社を統括する親会社を設立		

## II 合併の手順

### 1 合併目的の明確化

現在の経営環境を認識し、なぜ合併が必要なのか、まず明確化する必要がある。また、建設業の合併を進める目的として以下のような点が考えられる。

特に、建設投資に大きな伸びが期待できないという厳しい環境においては、企業体力強化に向けた戦略的な合併についても検討する必要がある。

#### (1) 戦略的な合併（攻めの合併）

建設業を取り巻く厳しい環境下において、「攻めの経営」を展開する場合に、以下のような目的で合併を行うことは有効な戦略となる。

##### ① 分野の異なる企業同士の合併

- ・ 公共工事と民間工事などの主要発注先が異なる企業同士、土木、建築、専門工事など得意工事の種類が異なる企業同士が合併することにより、事業の拡大や多様化を図る。
- ・ 公共（民間）のみに特化する場合でも、道路、港湾、河川、ビル、住宅等の分野の異なる企業と合併することにより事業の拡大を図る。
- ・ 特定資格や特殊技術を持つ人材を有する企業との合併により、新規分野の展開を手がける。

##### ② 領域の異なる企業同士の合併

- ・ 主要営業地域が異なる企業同士が合併することにより、営業領域（地域的広がり）を拡大できる。
- ・ 特定同一地域のみで営業している企業同士の合併でも、当該地域内での市場シェアを拡大し、競争力の向上（受注の確保）を図る。

##### ③ 建設分野の補完を行う異業種への進出

- ・ 建設業以外の事業を行っている企業と合併し、事業の多角化を図る。
- ・ IT、福祉、環境、サービス関連産業など、将来性が期待できる分野に精通している建設関連の企業が少ないのが現状である。このため、財務力がある企業にとっては、こうした成長分野に実績のある企業と合併などを行うことにより、異業種分野に進出することが可能となる。
- ・ 成長分野においては、特別な資格保有者や技術者が必要な場合が多いが、人材の育成（資格取得）には、時間とコストを伴う。このため、こうした分野を手がけている企業との合併などにより人材確保を図る。

##### ④ 経営事項審査の評点をアップさせる

- ・ 合併により経営規模や技術力などの評点をアップさせ、公共工事入札参加資格における格付の向上を図る。

## (2) 保守的な合併（守りの合併）

攻めの経営を進める戦略的な合併でなく、現状の組織の維持や対外評価を向上させるために合併を行うことも考えられる。

### ① 事業の後継者を確保する

- ・ 適切な後継者を社内や家族・親族で確保できない場合において、企業（当該企業が有している技術や人材）の維持を図るために、他社に吸収してもらう（吸収合併する）方法が考えられる。

### ② 対外信用力を向上させる

- ・ 合併により、企業規模を拡大させたり、財務内容を改善することで、対外的な信用力の向上を図る。

### ③ 財務体質を強化する

- ・ 合併によって企業規模が拡大するが、管理部門・間接部門の人員の再編成、事業所の一本化、システム関連費用の統合化などで、経費削減や資産の再編成（遊休資産や不良資産の売却等）を行い、合併後の財務体質の強化を図る。

## 2 相手企業の選定（仲介者の必要性）

合併を進める意義を見出せた後には、自社にとって最適となる相手先の検討が必要となる。特に、目的が自社にない得意分野（建設業以外を含む）を有する企業や他地域に地盤を有する企業と合併する場合には、自社にとって最適な相手先を選定する必要がある。

合併を円滑に進め、さらに合併後の効果をあげるためには、両社の業務内容や財務内容についての十分な精査が必要とされる。関連会社や系列会社のように、親会社側で事業、人事、財務等を管理できている場合を除き、一般的に他社の内容については十分な情報を得ていないのが通常である。そのため、経営者同士の合意による合併の場合、合併後に相手先の財務内容が著しく悪かったり、対外的信用が低かったりなどにより、合併の効果を十分あげられていないケースがみられる。このため、金融機関などの第三者を仲介にたてて、業界自体の分析、両社の業務内容、財務内容、人的資源の内容等を十分に精査させ、その後の各種手続きについても、相談窓口を一本化しておく方が得策となる場合が多く、合併が円滑に進む傾向がある。

### 3 合併を進めるにあたっての基本事項

合併を進める前提として、以下の基本的事項について、当事者同士で十分な理解を得ておく必要がある。

#### (1) 合併形態

合併の主なものには、新設合併と吸収合併の2種類があるが、建設業者が新設合併を行う場合には、通常登録免許税、企業設立に係る諸手続きが必要なほか、建設業の許可を新規に取得する必要があるなどのため、一般的には吸収合併の形がほとんどである。この場合、いずれが存続会社になるかについて、当事者間で十分な合意を得る必要がある。

#### (2) 合併比率の算定

企業合併では、新設であっても吸収であっても、存続または新設会社以外の会社は消滅する。解散会社の株式は通常、存続会社が新たに発行する株式に交換される。その交換比率が、合併比率である。

A社が存続しB社が解散する場合、合併比率がA社1対B社0.5なら、B社株2株に対してA社株1株が割り当てられる。

合併比率の算定にあたっては、通常、合併比率は類似業種との比較、純資産や収益力などを評価して算出されるが、両社の価値（算定にあたっては、「類似業種比準価格方式」、「純資産価額方式」、これらの「併用方式」又は「配当還元方式」などが用いられる）については、会計士、税理士、仲介者などの専門家による評価を受け、当事者及び株主等関係者が納得できる数値を算出する必要がある。

#### (3) 合併後の経営体制と従業員の処遇

合併後の体制（経営者、役員）、組織編成（特に間接部門の統合）、情報システムをどのようにすべきか事前に十分検討する必要がある。吸収合併の場合は、一般的には存続会社と消滅会社双方で協力しながら、消滅会社の優位性（得意分野や保有技術等）も生かせるような体制の構築が重要である。特に、消滅会社の地盤を円滑に引き継ぐために、本社所在地、準本社（本店）所在地、営業所の配置等の配慮が必要である。また、合併後の商号についても、新しいスタートとして新名称を作るか、老舗企業としての名称を維持するか、両社の地盤を引き継ぐために、双方の名称を合わせた商号にするかなどについての検討も必要である。

さらに、従業員の雇用関係については、勤続年数、賃金形態、職務上の地位等の取り扱いが新会社発足後に問題とならないよう、十分協議を行う必要がある。

また、合併を機会に、効率的な人事・労務体系（賃金における職能給制度や弾力的な勤務体制等）の整備や情報システムの高度化（特に中小企業の情報化推進）を図ることも重要である。

#### (4) 合併スケジュールの決定

建設業の場合には、合併による入札参加資格の格付の向上は事業拡大の重要なポイントとなることから、新会社としての事業に円滑に移行するために、合併時経審や入札参加資格の変更申請等の諸手続があることを踏まえ、どのタイミングで合併を公表するか、合併期日をいつにするかについて十分な検討を行う必要がある。

#### (5) 取引先等への周知（情報開示）

合併により、2つ以上の会社が1つになるため、合併当事者のみでなく、両社の取引先、債権者、株主等にも大きな影響を与えることとなる。このため、出来る限り早期に金融機関等の主要債権者、主要株主、取引先（下請企業も含む）等に合併の意義を事前に十分説明し、了解を得ておく必要がある。これは、合併公示後に異議が出ないように、新会社に対する支援を事前にとりつけておく意味でも重要となる。

ただし、事前情報が漏れて不利が生じる可能性もあり、こうした幅広い関係者への情報開示については、慎重に行う必要がある。

#### (6) 関係諸官庁や関連団体への届出・情報開示

合併時経審や入札参加資格申請手続き等を円滑に進めるため、関係官庁へは早期に情報開示を進めることが大切である。特に入札参加資格の届出については、発注機関ごとに行わなければならないことに留意する必要がある。

また、地域の建設業協会など関連団体についても加入要件や手続き等の確認を行っておくことも重要である。

#### (7) リスクの回避

##### ① 財務リスクの考慮

相手先の簿外債務、債務保証、未収入金の内容等の精査により、相手方の表面的な財務情報に現れない財務リスクを的確に把握する必要がある。仲介者や専門家による十分な精査を行うなど、リスクを回避することに努める。

##### ② 人材リスクの考慮

経営者（後継者を含む）の資質、従業員の技術レベル、合併によるモラルの欠如についても十分留意する。特に、建設業界の特性から、協力会社、下請会社についても事業遂行能力、経営状況等の十分なチェックが必要である。

## 4 合併手続きにおける留意事項

### (1) 合併契約書

合併契約書の記載事項は、法律がその記載を強制している「法定記載事項」と合併に関する重要な事項を任意に記載している「任意的記載事項」とに分けられる。

なお、法定記載事項の記載がない場合は、原則として合併無効の原因になる。

絶対的記載事項は、

- ①吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所
- ②交付金銭等に関する事項
- ③増加すべき資本の額及び準備金に関する事項
- ④交付する新株予約権の数又は算定方法及び割当に関する事項
- ⑤効力発生日

任意的記載事項は、一般的に

「善管注意義務」

「従業員引継」

「合併条件の変更」

「合併契約の解除」

「役員退職金」などが記載される。

なお、上記は吸収合併の場合の記載事項であり、新設合併の際の法定記載事項とは若干異なる。

### (2) 合併契約の承認

合併当事会社が株式会社であるときは、合併契約について、株主総会の特別決議で承認を受けなければならない。

### (3) 債権者保護手続き

債権者にとってその会社が合併することは、債務者である会社の資産内容が大きく変わるため、思わぬ不利益を被る場合もあり得る。したがって、合併当事会社の債権者に異議申出の機会を与えることがこの手続きの目的で、手続きとしては、官報に合併に異議のある場合は一定期日までにその旨を申し出るよう公告(異議申述公告)することと、個々の債権者に対して通知し、異議申し出の催告を行うことである。この手続きに瑕疵がある場合、合併無効の要因となる。

#### (4) 合併届出書

独占禁止法上、一定規模以上の合併については、あらかじめ公正取引委員会にその概要（合併届出書）を届け出る必要がある。原則として、これが正式に受理されてから30日間を経過するまでは会社は合併することが出来ない。ここでいう合併とは財産等の引渡しを行い実質的に合併の効果が生じる合併期日を指すので、合併期日に間に合うよう合併届出書を提出する必要がある。

(参考)

##### 合併の公正取引委員会への届出について(平成13年10月31日以降に適用)

合併当事者の中に当該会社の総資産と当該会社の国内の親会社・子会社の総資産を加算した諸資産合計額が「100億円超の会社」と「10億円超の会社」がある場合に限り、公正取引委員会に事前の届出が必要となる。この要件に該当しない小規模会社同士の合併は手続き不要である。

ここで「親会社」とは、当該会社の50%以上の議決権を保有する会社、「子会社」とは、当該会社が50%超の議決権を保有する会社を示す。

合併当事会社が3つ以上ある場合であっても、当事会社の中に「総資産合計額100億円超の会社」が最低1社と「総資産合計額10億円超の会社」が最低1社ある場合は、他の会社が総資産合計額10億円以下の会社であっても、合併当事会社全社による届出が必要となる。

親・子会社間及び共通の親会社を有する兄弟会社間の合併は届出が不要である。



## (5) 合併期日

合併期日とは、合併が実質的に実行される日、すなわち消滅会社の資産・負債及び権利義務が存続会社に引き継がれる日である。しかし、合併の効力は、合併登記の日から生ずるので、合併期日における資産負債、権利義務の引き継ぎは、法律上の権利義務の移転ではなく、あくまでも財産の管理権が内部的に移るだけのものとなる。

建設業法との関係では、消滅会社については通常合併期日とともに会社としての実態を有しなくなると考えられるので変更届等を提出する必要がある。その他にも消滅会社のみが有していた許可業種に関する許可の申請や営業所の新設の届出をしておく必要がある。

## (6) 合併登記

合併手続きにおいて、登記は単なる公示ではなく効力発生の要件とされている重要な手続きである。存続会社の本店所在地での登記が完了したときに合併の効力が発生し、消滅会社の権利義務は、このときから法律上存続会社に移転する。

建設業の許可の関連では、このとき資本金の変更の届出が必要になる。

## 5 適切な会計処理方法

### (1) 企業評価の留意事項

合併時の会計処理については、仲介者や税理士・会計士などの専門家の指導に基づき行われるが、以下の諸点については、合併の効果を当事者同士が事前に理解するためにも、留意しておく必要がある。

#### ① 引継ぎ資産・負債の精査

被合併会社から資産・負債を引き継ぐにあたり、引継ぎ資産・負債の範囲を調整するとともに、適正な金額に精査・修正する場合がある。資産等の正確な査定を得るためには、第三者（金融機関、公認会計士、税理士等）を介した公正な精査が求められる。建設業として考えられるものとしては次の項目である。

- ・ 関係取引先の債権・債務の確認
- ・ 完成工事未収金の中に、長期滞り債権がないかの精査
- ・ 土地及び販売用不動産の帳簿価格と時価価格の評価
- ・ 建設機械、車両運搬具等、固定資産の適正減価償却の確認と不足分の償却
- ・ 使用に耐えない車両等の固定資産の除却
- ・ 試験研究費、開発費等の繰延資産は中身の精査と早期償却
- ・ 債務保証の中身の精査確認
- ・ 簿外資産、簿外債務の存在調査

## ② 企業評価の方法

一般的な企業評価の代表的なものを挙げるが、合併当事者同士、株主、利害関係者が相互に納得を得るためには、第三者の税理士・会計士など専門家による評価が求められる。

### ア. 類似業種比準価格方式

類似業種比準価格方式とは、事業内容をもとにあらかじめ一定の評価上の業種目を定め、その業種の1株（50円）当りの「配当金額」、「利益金額」及び「純資産価額（帳簿価額）」を求め、他方、「評価会社」の前記3要素の数値を求めて、「標本会社」の業種内容と類似した評価上の業種目の3要素と比較して、客観的な評価額を求める方式である。類似業種の株価と3要素は国税庁から「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等」として公表されている。

### イ. 純資産価額方式

純資産額をもって企業評価を行う。

企業評価額＝総資産－総負債

簿価純資産法と時価純資産法がある。

## Ⅲ 合併以外の連携方法

合併以外にも、以下のような連携方法がある。その中で、協業組合については数社が組合の形で経営統合する形式であり、実質的に合併と同様の形態であるが、その他は既存の会社を存続させながら連携する形式である。

事業協同組合と協業組合の比較表については表2のとおりである。

### 1 事業協同組合

#### (1) 仕組み

(根拠法) 中小企業等協同組合法（制定：昭和24年）

(目的) 組合員の経営の近代化・合理化、経済活動の機会の確保

(事業) 組合員の事業を支援する共同事業

#### ① 共同購買事業

組合員が必要とする資材や機械等を組合がまとめて購入し、組合員に供する事業である。仕入先との交渉力が強化されるので仕入れ価格の引き下げ、代金決済条件の改善、購入品の規格・品質の均一化が図れる。

#### ② 金融事業

組合員の事業資金の調達を目的とする事業である。組合が金融機関から資金を借り入れ、これを組合員に貸し付ける方法（転貸融資）と組合員が金融機関から直接借り入れる際に組合が保証する方法（債務保証）がある。

### ③保証事業

組合員の施工した工事が不完全であった場合、その瑕疵について組合が保証する方法（暇底保証事業）と組合員が施工中に第三者に損害を与える事故を起こした場合に、組合が保証する方法（第三者損害賠償保証）がある。

### ④人材育成事業

組合員をはじめ、その後継者、組合員企業の管理者、現場の技能者などを対象に計画的・体系的な教育研修等を行う人材育成事業である。

### ⑤研究開発事業

組合が研究施設を設置したり、公的な研究機関に研究を委託するなど組合員の事業に関する様々なテーマについて研究開発を行う事業である。これによって新技術、新工法などの開発を図る。

### ⑥共同受注事業

組合が、自ら工事を受注し施工する事業で、受注機会の拡大と、より大規模かつ高難度の工事への参入を図る。まず組合独自の技術者を擁して、組合が建設業の許可を取得するなど、受注工事を確実に実施できる体制を整備する必要がある。

## 2 協業組合

### (1) 仕組み

(根拠法) 中小企業団体の組織に関する法律（制定：昭和33年）

(目的) 組合員の事業効率化、規模を適正化し生産性向上、共同利益の増進

(事業) 組合員の事業の統合、関連事業、付帯事業

### 3 持株会社

#### (1) 仕組み

(経 過) 独占禁止法が平成9年12月に改定され、まず一般持株会社が解禁され平成10年3月には銀行法などの改正により金融持株会社も設立できるようになった。持株会社制度の導入により、企業経営の活性化、事業管理統括、持ち合い解消の受け皿などの効果が期待できる。持株会社を実際に設立する動きはまだ活発でなく、持株会社の設立を促す連結納税制度の導入など、税制面の整備が求められる。

(定 義) 会社の総資産に占める子会社等の株式の割合が50%超

(子会社の株式の価格は取得価格)

(効 果) ①企業経営の活性化

事業と経営の分離、事業効率化、組織の活性化、本社部門のスリム化、経営責任の明確化

②業務管理統括

多角化・新規事業進出の容易性、戦略的M&A、グループ再編、子会社の統廃合・整理、事業の再編

③持ち合い解消の受け皿

### 4 事業譲渡

企業自体は残したまま、会社の事業そのものを譲渡する方法であり、吸収合併のように吸収された企業が消滅するのではない。例えば土木部門と建築部門双方を有する建設会社が建築部門に事業を集中するために、土木部門（関連する財産全体）を他企業に売却する（譲渡する）ことが事業譲渡である。

事業譲渡には、このように一部部門を譲渡する「一部譲渡」と事業部門全部を譲渡する「全部譲渡」があり、後者は吸収合併と同じ効果となる。全部譲渡の場合でも、法人格のみが残るが、いずれ清算されるか、事業目的を変更して新会社として再出発することになる。

また、事業譲渡の場合には、通常、債務は移転しないので、簿外債務を継承することはない。

## 事業協同組合と協業組合の比較表

	事業協同組合	協業組合
目的	組合員の経営の近代化・合理化・経済活動機会の確保	組合員の事業を結合，規模を適正化し共同利益の増進
性格	人的結合体	人的・物的結合体
事業	組合員の事業を支援する共同事業	組合員の事業統合，関連事業，付帯事業
設立要件	4人以上の事業者が参加	4人以上の事業者が参加
組合員資格	地区の小規模事業者（おおむね中小企業者）	中小企業者（組合員の推定相続人を含む）及び定款で定めたときは4分の1以内の中小企業者以外のもの
責任	有限責任	有限責任
発起人数	4人以上	4人以上
加入	自由	総会の承諾が必要
脱退	自由（官公需適格組合の場合は1年間の予告期間の設定）	総会又は理事会承認による持分譲渡
1組合員の出資限度	100分の25（合併・脱退の場合100分の35）	100分の50（中小企業者でない者全員の出資総額100分の50未満）
議決権	平等（1人1票）	平等（但し定款で定めれば出資比例の議決権も可）
員外利用限度	原則として組合員の利用分量の100分の20まで	—
配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	定款に定める場合を除き出資配当
根拠法	中小企業等協同組合法	中小企業団体の組織に関する法律
法人格	あり	あり
建設業を営むことの明示	定款	定款
建設業許可について	組合及び組合員ともに許可を取得	全部協業となれば組合員は不必要（廃業）

	事業協同組合	協業組合
請負契約当事者	協同組合理事長	協業組合理事長
施工管理業務	組合	組合
施 工 形 態	共同施工方式 組合自身 分担施工方式 自分の分担工事を施工（組合はどちらの方式でも企画・調整・管理・監督を行う）	組合が一体となって施工
元 請 下 請 関 係	共同施工方式 組合と組合員は元下関係にない 分担施工方式 組合と組合員は元下関係にある	組合と組合員は元下関係にない
余 剰 金（損益金）	共同施工方式 利用分量配当分担 分担施工方式 自分の分担工事ごとに収支計算を行うので、利用分量配当の必要性は薄い	出資配当
責任関係 ①工事完成責任 ②第3者賠償責任 ③瑕疵担保責任	官公需適格組合の場合 共同施工方式、分担施工方式ともに理事及び施工担当組合員全員の連帯責任 但し、②③の分担施工方式の場合は施工組合員に求償できる	組合員の連帯責任

※ 組合の設立時の指導、相談は、宮城県中小企業団体中央会（電話 022-222-5560）まで

## 中小企業経営基盤強化支援事業

(再掲P. 8 参照)

## 実践経営塾

(再掲P. 8 参照)

## 各種相談事業

(再掲P. 9 参照)

## 専門家派遣事業

(再掲P. 10 参照)

## ワンストップサービスセンター事業

(再掲P. 10 参照)

## みやぎビジネスマーケット

(再掲P. 15 参照)

### 3 - (4) 技術力向上、人材育成・確保のための支援メニュー

メニュー	内 容	再掲	ページ
相談	中小企業経営基盤強化支援事業	○	8
	実践経営塾	○	8
	各種相談事業（経営・法律・技術）	○	9
	起業家育成講座	○	24
専門家 派遣	専門家派遣事業	○	10
	ワンストップサービスセンター事業	○	10
補助金 ・ 助成金	建設教育訓練助成金	○	14
	技術開発支援制度	○	15
	地域イノベーション創出型研究開発支援事業	○	42
	中小企業基盤人材確保助成金	○	33
その他	建設業務労働者就業機会確保事業	—	62



## 中小企業経営基盤強化支援事業

(再掲P. 8 参照)

## 実践経営塾

(再掲P. 8 参照)

## 各種相談事業

(再掲P. 9 参照)

## 起業家育成講座

(再掲P. 24 参照)

## 専門家派遣事業

(再掲P. 10 参照)

## ワンストップサービスセンター事業

(再掲P. 10 参照)

## 建設教育訓練助成金

(再掲P. 14 参照)

## 技術開発支援制度

(再掲P. 15 参照)

## 地域イノベーション創出型研究開発支援事業

(再掲P. 42 参照)

## 中小企業基盤人材確保助成金

(再掲P. 33 参照)

## 建設業務労働者就業機会確保事業

—— 財団法人みやぎ建設総合センターが、会員相互間の労働者の送付、受入のあっせんを行います。

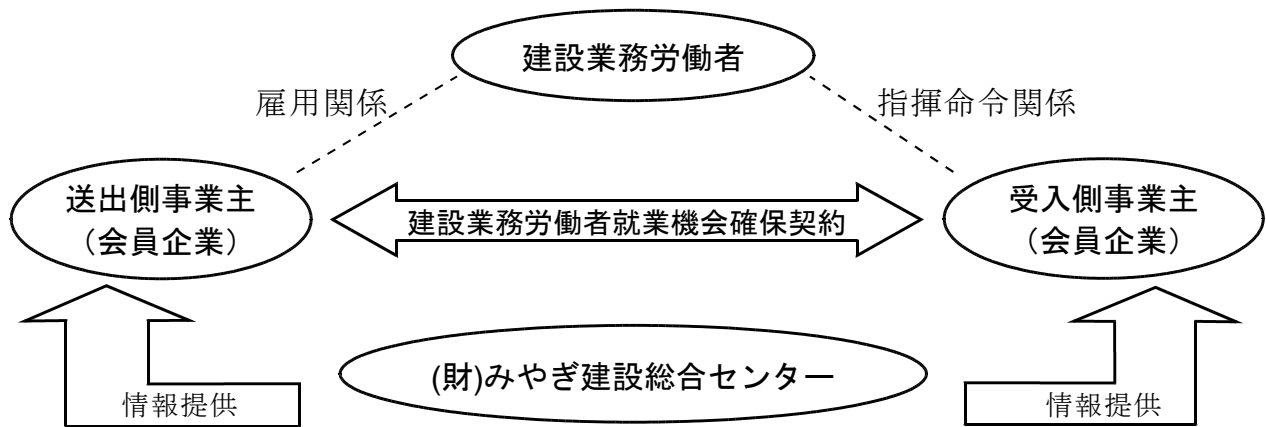
**対象者** 財団法人みやぎ建設総合センターの賛助会員

**条件** 労働者に対して社会保険（健康保険・厚生年金保険）や労働保険（雇用保険）を適用していることなど

### お問い合わせ先

財団法人みやぎ建設総合センター

電話 022-266-3355



## 4 県の入札参加登録上の取り扱いについて

### 新分野進出に係る建設工事入札参加登録資格の再評価

建設事業者の他業種への転換を促進するため、総合評点および等級の再評価を行います。

#### 対象者

県内に本社（店）を有する法人または個人の建設事業者で、新分野事業を単独または共同で経営し、おおむね300万円以上支出した方

#### 内容 新分野進出認定事業者への特例措置

- ・優良事業者のみを対象とする一般競争入札の適用工事に、これまでのISO認証取得者等の優遇措置要件該当者に加え、新分野進出の認定を受けた建設事業者も認定期間（新分野進出年から5年未満）入札に参加できます
- ・認定期間において、総合評点に最大で15%加算し再評価を行います。なお、下記の対象工事については、＜参考＞のとおり再評価しますので、ご注意ください。

（対象工事） 土木一式工事・水道施設工事・建築一式工事・鋼構造物工事・しゅんせつ工事・ほ装工事

※対象工事（6工事）については、新分野認定事業者に限り、認定後の総合評点と技術者数（技術者要件）双方の条件を満足した場合にのみ、S等級に再格付けしています

＜参考＞ 土木一式工事の例

S等級の条件：総合評点950点以上、または総合評点850点以上および

1級技術者数11人以上（技術者要件）

再評価前	総合評点（等級）・1級技術者数 840点（A） 10人
	↓ (新分野進出認定・15%加算)
再評価後	総合評点（等級）・1級技術者数 966点（ <u>A</u> ） <u>10人</u>

※上記例については、認定後の総合評点が950点以上であっても、S等級の技術者要件（11人以上）を満足しないため、総合評点966点でA等級とし再評価します

**受付期間・申請費用** 随時・無料

**その他** 特例要領など詳細の内容は、県出納局契約課ホームページをご覧ください

HP <http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/>

#### お問い合わせ先

県出納局契約課管理班

電話 022-211-3335

## 企業再編に係る建設工事入札参加登録資格の再評価

入札参加登録事業者が経営基盤の拡充、得意分野の強化等を目的とし企業再編した場合、当該者の経営の安定・強化の促進を後押しするため、総合評点および等級格付けの再評価を行います。

### 対象者

入札参加登録資格を有している方が、下記（①～③）に該当する方

- ①合併した場合→合併後の有資格者
- ②分割により建設業の全部または一部を承継した場合→承継した有資格者
- ③事業譲渡により建設業の全部または一部を承継した場合→承継した有資格者

### 内容

企業再編した場合の特例措置

○企業再編後の経営状況（合併時等の経営事項審査における総合評定値）により、総合評点および等級格付けの再評価を行います。

また、当該再評価を希望するか否かについては、対象者の方の選択性となります。

なお、『建設業の一部を承継した場合』については、客観的事項の評点に限り再評価を行います。

○現に指名停止を受けている法人または総合評点において指名停止による評点を有している法人（以下「指名停止者」という。）と合併した有資格者の方、分割または事業譲渡により建設業の全部または一部を指名停止者から承継した有資格者の方については、**総合評点および等級格付けの再評価を必ず受けてください。**

**受付期間** 随 時

**申請費用** 無 料

**その他** 入札参加登録規程などの詳細の内容は、県出納局契約課ホームページをご覧ください

HP <http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/>

### お問い合わせ先

県出納局契約課管理班

電話 022-211-3335

．．． 【建設産業支援パッケージ】 ．．．

編集・発行  
宮城県土木部事業管理課

平成19年10月 第1版発行

平成21年 5月 第2版発行

住 所 〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

電 話 022-211-3116

F A X 022-211-3292

メー ル d-kensetu@pref.miyagi.jp

H P <http://www.pref.miyagi.jp/jigyokanri/>

# 『建設産業支援パッケージ』の使い方

## ～新分野進出の場合～

### ①新しい事業に取り組んでみようかな？

#### <チェックポイント>

- ・事業計画はできていますか？
- ・進出分野の競合相手を把握していますか？
- ・自社の経営資源(人・技術・資金など)でできそうですか？

#### →おすすめ支援メニュー

- ◇企業経営に関する専門家の無料アドバイスを受ける
- ◇各分野(農業・環境など)に関する専門家の無料アドバイスを受ける



### ②でも、けっこうお金がかかりそうだ！

#### <チェックポイント>

- ・資金計画は非常に大切
- ・資金調達手法は、融資を受ける・投資を受ける・助成金を活用する、の3つ
- ・活用できる支援メニューを把握していますか？

#### →おすすめ支援メニュー

- ◇新分野進出に関する低利融資を受ける
- ◇各分野(農業・福祉・環境など)の助成金を活用する
- ◇新規雇用に関する助成金を活用する



### ③本業への悪影響はないのかな？

#### <チェックポイント>

- ・新たな事業を立ち上げるため、借入れや支出が増加し財務状況が悪化すると「経営事項審査」での点数が下がる可能性があるのを知っていますか？

#### →おすすめ支援メニュー

- ◇宮城県の建設工事入札参加登録において、総合評点を最大で15%加算する措置を受ける



## 【ご利用ください。建設業総合相談窓口】

～皆さんの立場に立って、課題解決に向けたお手伝いに県庁挙げて取り組みます～

宮城県土木部事業管理課

電話 022-211-3116

F A X 022-211-3292

E-mail d-kensetu@pref.miyagi.jp

U R L <http://www.pref.miyagi.jp/jigyokanri/>

